

6月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和元年6月28日（金） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第21会議室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】
	事務局	黒田補佐、中垣主任、福岡
	理事者	【教育委員会】 中西教育部長、立石教育部次長、福西教育部参事、東畑教育部参事、 廣岡教育部参事、岡田教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、 小林地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、奥田中央図書館長、今中一条高等学校事務長
開催形態	公開（傍聴人 2人）	
議題	<p>1 議事</p> <p>議案第15号 旧並松小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について</p> <p>議案第16号 奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部改正について</p> <p>議案第17号 奈良市文化財保護審議会 臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会委員）の解嘱及び委嘱について</p> <p>議案第18号 令和2年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員の任命について 非公開</p> <p>2 協議事項</p> <p>「Society 5.0において奈良市教育委員会の果たすべき役割～AIに代替できない力をつけるために～」</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 議事</p> <p>議案第15号 旧並松小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止については、可決した。</p>	

	<p>議案第16号 奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第17号 奈良市文化財保護審議会 臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会委員）の解嘱及び委嘱については、可決した。</p> <p>議案第18号 令和2年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員の任命については、可決した。</p> <p>2 協議事項</p> <p>「Society 5.0において奈良市教育委員会の果たすべき役割～AIに代替できない力をつけるために～」は、情報交換・協議した。</p>
担当課	教育委員会 教育政策課
議事の内容	
教 育 長	<p>それでは、おそろいでございますので、始めたいと思います。</p> <p>本日は5名の校長が出席をいたしております。</p> <p>紹介をいたします。</p>
教 育 長	<p>済美小学校 松本校長、大宮小学校 大西校長、 富雄第三小中学校 高塚校長、 春日中学校 坂本校長、平城西中学校 上羅校長</p>
教 育 長	それでは、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	<p>本日の資料は、事前説明時に配付した資料のとおりです。</p> <p>なお、議案第18号につきましては、関係課のみとし、議案審議時に配付をさせていただきます。</p> <p>以上、どうぞよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>それでは、本日の委員会は委員全員が出席をいたしておりますので、委員会は成立をいたします。</p> <p>ただいまから、6月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、都築委員と柳澤委員でお願いをいたします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。</p> <p>令和元年5月定例教育委員会、5月17日開催分でございますが、会議録署名委員の都築委員、柳澤委員、いかがでございますか。</p>
都 築 委 員 柳 澤 委 員	結構です。

教 育 長	続きますして、令和元年6月の臨時教育委員会、6月4日開催分でございますが、会議録署名委員の畑中委員、岡本委員、いかがでございますか。
畑 中 委 員 岡 本 委 員	結構です。
教 育 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、案件に入ります前に、林政行様外1名から傍聴の申し出がございますので、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名の傍聴券を交付いたしておりますので、ご報告を申し上げます。</p> <p>それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。</p> <p>それでは、本日の案件に入ります。</p> <p>本日の案件は、議事4件、協議事項1件、合計5件でございます。</p> <p>本日の案件のうち、議案第18号は人事に関する案件であるため、非公開として審議すべきであると思っておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>それでは、異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第18号は非公開とすることに決定いたします。</p> <p>なお、議案第18号につきましては、関係課のみの審議といたします。</p> <p>それでは、公開の案件から始めます。</p> <p>議案第15号「旧並松小学校土地、建物及び工作物の用途廃止について」、教育総務課長よりお願いします。</p>
教育総務課長	<p>並松小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料の1ページの経過説明書をご覧ください。</p> <p>平成29年4月1日に並松小学校・都祁小学校・吐山小学校・六郷小学校の4校が現在の都祁小学校として統合再編され、並松小学校・吐山小学校・六郷小学校は廃校となり、土地活用について協議が進められていたところですが。</p> <p>廃校となりました旧並松小学校につきましては、平成29年6月より有限会社天平フーズがボスコヴィラサッカーアカデミーの寮として活用するために、一定期間内における一時的な使用という扱いで教育財産の使用の許可のほうをしまいりました。今年度においても、教育財産の使用という許可を出しておりますけれども、先方より買い取りの方向で協議をしたい旨、依頼がありましたので、今年度中に有償譲渡を行う方向で現在協議を進めているところでございます。</p> <p>資料2ページの用途廃止一覧のほうをご覧ください。</p>

先ほど述べました事業執行を進めるに当たりまして、旧並松小学校の土地が3件、校舎等の建物が6件、フェンス等の工作物が15件の合計24件の教育財産としての用途を廃止するため、本日、このことについてお諮りをするものでございます。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

岡 本 委 員

この件についてはこれで良いのですが、今後も、こういった教育財産の有効な用途利用といったものが発生する可能性はありますか。

教育総務課長

前回、吐山小学校についてお諮りさせていただきましたが、今後も、学校施設の有効利用ということで、少子化等色々な事情により、施設の有り様や必要性も変わっていくというのが今後の課題であると思います。また、教育財産の枠を超えますと、奈良市の財産全体でも、今後適正化を図っていくということが大方針でございますので、学校のみならず、公共施設全体、今後使わなくなっていくものについては、地域の声も聞きながら有効活用していくというのが大きな方向性であると認識しております。

岡 本 委 員

今後、こういった形で、教育財産を有効に活用しなければいけない状況というのが、増えてくると思います。あるところでは、それも中長期的に見えてくると思いますので、教育委員会のほうで、今後こういう事例が発生するであろう、それについて有効に活用する方法はないのだろうかという構想を考えていくいい材料になるのでは無いかと思います。また、今日の協議事項にも、幾分か関わってくるのでは無いかと考えております。

教育総務課長

今回は、教育財産であるものを教育財産で無くすということであり、廃止して、一旦、市の財産として有効活用するということです。いずれにいたしましても、建物、土地を学校施設として使わなくなった場合、どう活用していくかというしっかりした考えや構想について、市長部局の資産の活用を担当する課とも協議しながら、考えていく必要があると認識いたしております。

教 育 長

ほかに何か、ご意見はございませんでしょうか。

柳 澤 委 員

岡本委員のご意見に関連しまして、教育委員会の権限ということになるのですが、本来、学校があつて学校が廃校になったら自動的に市のほうに戻すという考え方ではないと思います。まず、教育委員会としての地

	<p>域の教育的、社会教育的活用方策も含めて、教育委員会内部で全体のプランを見ながら、ある程度の目途をつけて、それから市とその後の使用について協議するという流れで従前来たのではないのでしょうか。そのあたりが、少し理解しづらかったのですが。</p>
教育総務課長	<p>この小学校につきましては、学校の統廃合があり、小学校としては使わなくなったということですが、地域の方々が何か老人会で使われるとか、地域の子供たちのために使われるとかいう背景がありましたので、そういうことも加味して、直ぐに教育財産から普通財産に変えるということはしてこなかったと認識をしております。</p> <p>ですから、やり方としては、直ぐに何か目的や意図を持って普通財産に変えるというのも一つの方法でありますし、地域の子供たちの利用の状況も踏まえると、しばらくは教育財産としてというのも一つの考え方であると思います。いずれにいたしましても、先を見通して、どうするか考えてやるということが大切であると認識いたしております。</p>
柳澤委員	<p>ありがとうございます。</p>
教育長	<p>ほか、よろしゅうございますか。</p> <p>教育財産のまま残っているものは、まだかなりありますね。</p>
教育部長	<p>まだ、小学校が3つ、中学校が2つで、トータルで5校残っております。今、課長から話もありましたように、市長部局では資産経営課という課が行政財産全般について、跡地活用の推進を図っております。</p> <p>教育財産から直ぐ普通財産に移すという考え方で進めてもいいのですが、まず、地元の調整の方が必要になってまいりますので、その協議をしてから普通財産に転換をしていかなければ、耐震化になっていない校舎もありますので、その辺は順次協議を進めていきたいと考えているところです。</p>
教育長	<p>幼稚園の施設もありますね。</p>
教育部長	<p>幼稚園は12園あります。今、子ども未来部が管理をしていますので、子ども政策課と一定話は進めていますが、完全に未利用の部分もありますので、そのときはまた、この教育委員会にお諮りしながら進めていかなければならない案件であると考えております。</p>
教育長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、ご意見も無いようでございますので、議案第15号「旧並松小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>

教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第16号「奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部改正について」、地域教育課長より説明願います。
地域教育課長	今回で2年目となります、バンビーホームへの夏休みなどの昼食提供における電子申請システム導入に伴う要綱の一部改正でございます。 1 ページ目の改廃調書をごらんください。 昨年、書類による弁当の申請やその後のメールによる保護者とのやりとりにおいては、注文への反映に時間を要することや手作業によるミス の危険性も高くなっておりました。今回の電子申請システム導入は、迅速、適切な注文管理を行うことで、保護者のニーズに寄り添った利用環境を構築し、保護者の利便性の向上を図るものでございます。 2 ページ目の新旧対照表をごらんください。 改正案は、書類による申請書を電子申請システムに変える文言改定となっております。 5 ページ目をごらんください。 こちらのほうでは、現行の申請書を全面削除する形となっており、保護者は申請、その後の注文、追加、キャンセルを全てスマホなどの電子機器で行う形となります。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	この件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。
柳 澤 委 員	スマホなどをベースに、保護者の方が入力という話ですが、スマホあるいはパソコンに不慣れな保護者の方がいらっしゃったときにはどう いうサポートをされるのですか。
地域教育課長	地域教育課の窓口に来ていただいて、職員が寄り添ってやる方法もあります。また、この夏に間に合わせる形で、各ホームに配置しています携帯電話をスマートフォンに変更しており、各ホームでも保護者と支援員が一緒に入力出来るような形にしております。
教 育 長	保護者の方がホームへ行って、そこに置いてあるスマートフォンから入力したら、スマートフォンを持っていない人でも注文ができるということですね。
地域教育課長	はい。

教 育 長	この一番のメリットは、保護者の方が注文されるのを、瞬時に自分の手元から注文ができるということですね。
地域教育課長	はい。
教 育 長	今まででしたら、申込書をもって申し込んでいる。紙で申し込んでいたのを手元で即時申し込んで、そして急に子供がお昼を要らなくなるとか、休むとか、そういうことが起こったらそこから取り消しできるわけですね。
地域教育課長	はい、そうです。
教 育 長	瞬時に弁当の注文をやりとりできるというシステムに変えるということですが、今、柳澤委員が言われたように、スマホやパソコンの無い人はどうするのかという問題が残っているわけですね。
地域教育課長	実態調査も色々しており、また、現在、ホームから保護者への連絡も、メールやスマホをよく使っているのですが、100%近くの方が持たれている状況でございます。フォローが必要な方は、各ホームで1人か2人だろうと思いますが、各現場の支援員がフォローしてまいります。
教 育 長	システム的には、従来通り紙で地域教育課へ直接申し込まれてもいいわけですね。そこはフォローしていくということですね。
岡 本 委 員	この電子申請システムというのは、注文管理のみに使われるシステムなのですか。注文管理のみというのは、注文することだけに使われるシステムですか。
地域教育課長	育成支援システムという全体のシステムがあるのですが、その注文数によって、保護者への請求も全て銀行振り込みの形で引き落としの形で受け付けられるようになっています。
岡 本 委 員	ということは、注文に関する一連の手作業について、このシステムを使われるということですね。
地域教育課長	そうです。
岡 本 委 員	分かりました。
教 育 長	他に何か、ご意見ありますか。

都 築 委 員

2年目ということで、前年の課題を受けてこういう改善を一つされたのだと思います。それ以外に、昨年度初めてバンビーで給食を実施して、ここが課題であってそれを改善したというようなところがもしありましたら、教えていただけますでしょうか。

地域教育課長

昨年、最初に指摘されたのがご飯の量で、1年生から6年生まで、一定の量のご飯を出していましたので、多い子は多過ぎると、少ない子は少な過ぎるということです。おかずよりもご飯の量というところで指摘を受けました。最初はその残った弁当は廃棄していたのですが、それをみんなで分けるという形で対応しておりました。今年度は、この夏から大と小という形で選べるようにする予定でございます。また、アレルギー対応については、昨年度は、全く対応できないという形になっていたのですが、今年度は、三大アレルギーには個別で対応するような形で、これから実施いたします業者の選定に、何らかの工夫をしていきたいと考えております。

都 築 委 員

ありがとうございます。
食べることも子供たちにとっては楽しみの一つだと思いますので、そういうアレルギーの対応も、限られた日数ではあっても対応していただけたら、それはそれで非常に良いことだと思います。

畑 中 委 員

昼食提供事業について、特に、夏場の時期においては、現場の指導員の方も、保管等に関しては大変気を使われと思います。これが今おっしゃったことに関連するのですが、まだ少し課題としてこの昼食提供事業にも残っているところがあればお聞きしたい。もう一点、昼食を提供する事業者側の方が、このシステムの導入については、特に何も問題なくスムーズに、このシステムを受け入れられているということでよろしいでしょうか。

地域教育課長

まずは支援員の受け入れ態勢ですが、去年の夏の段階では色々と混乱がありました。子供自身が毎日給食をしておりまして、その配食などは子供のほうになれているような状況で、初めは支援員だけでやり切ろうとしていたところを子供の力をかりてスムーズに行えるように、お互い慣れたというようなところであります。

また、保管に関しては、静養室などクーラーが効く部屋を利用しています。冷え過ぎてご飯が硬いとかいうような事もありましたので、適度な温度で保管するようにいたしております。

業者は、これから選定することになります。下調べの段階では、1業者だけパソコンが無いという業者もありましたが、今回、公募の条件が電子申請システムを受け入れるということですので、その業者も導入に前向きに考えておられます。

教 育 長	ほかにございますか。
岡 本 委 員	初期費用とランニングコストはどのぐらいかかったんですか。
地域教育課長	初期投資、システム開発が約175万円で、以降、年間の管理を含めて今のところ、同額で契約しております。
教 育 長	<p>夏場のお弁当提供で、今ちょっと話題に出ましたけれども、お弁当の配食ですので、食中毒の危険のないようにだけはしてもらわないと困ります。これは、根幹に関わる場所ですので、出来るだけエアコンの入った部屋でというような、様々なことをやってもらっているのですが、あまりまた冷やし過ぎると、冷たいご飯だという話になるようでございます。その辺は、出来るだけ調理と喫食の間の時間を短くしてもらおうというように、業者選定の条件をつけておいてもらおうということが大事なかなと思いますので、ぜひお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、ご意見ないようでございますので、議案第16号「奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部改正について」、採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>それでは、異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第16号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第17号「奈良市文化財保護審議会 臨時委員（史跡名称天然記念物保存活用部会委員）の解嘱及び委嘱について」、文化財課長より説明願います。</p>
文化財課長	<p>資料の1ページ目に、本議案の解嘱委員及び委嘱しようとする委員のお名前を挙げさせていただいております。</p> <p>前段のほうで解嘱をしようとしている臨時委員の前大安寺地区自治連合会会長、下段のほうで臨時委員に委嘱しようとしております、大安寺地区自治連合会会長であります。</p> <p>奈良市教育委員会では、文化財保護法に基づき条例によって文化財保護審議会が設置されておりますが、お手元の資料の4ページ目にありますように、条例により審議会には、下部組織として部会を置くことができ、現在、史跡名勝天然記念物保存活用部会を設けているところです。</p> <p>この審議会には、現在13名の委員がおられますが、資料の2ページ目に挙げておりますように、その審議会の委員のうちから5名の方が文化財保護保存活用部会の委員になられております。この保存活用部会につ</p>

きましては、史跡大安寺旧境内に関するものと、宮跡庭園に関するものの2つの部会を設けておまして、それぞれの臨時委員がそれぞれ委嘱されているところです。

今回は、史跡大安寺旧境内に係る保存活用部会委員のうち、大安寺地区自治連合会会長の退任及び新任に伴い、解嘱及び委嘱しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

このことにつきまして、ご意見ございませんでしょうか。

史跡大安寺旧境内の保存活用部会ですので、大安寺地区の自治連合会会長が代わられたので代わっていただくという変更ですが、よろしゅうございますか。

ご意見ないようでございますので、議案第17号「奈良市文化財保護審議会 臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会委員）の解嘱及び委嘱について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

それでは、異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、協議事項に入りたいと思います。

今日の協議テーマは「Society 5.0において奈良市教育委員会の果たすべき役割～AIに代替できない力をつけるため～」ということでございます。

それでは、議論に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

協 議 事 項

2 協議事項「Society 5.0において奈良市教育委員会の果たすべき役割～AIに代替できない力をつけるために～」

テーマについて意見交換及び協議を行った。

教 育 長

これで、非公開を除く本日の案件は全て終了いたしました。

傍聴人の方は、ここでご退席をお願いします。

非 公 開 案 件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

なお、この議案は人事に関する案件であるため、関係部課長のみの審議となります。

学校教育課長

議案第18号「令和2年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員の任命について」、学校教育課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

これで本日の案件は全て終了いたしました。

ほかに何かご意見、連絡事項等ございませんか。

それでは、次回7月定例教育委員会は、7月16日火曜日午前10時より開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして本日の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。